

## 掛川市公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第88条第2項の規定により、東遠広域都市計画事業官  
脇第一土地区画整理事業の換地計画書を公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30  
年政令第47号）第55条の2で準用する第3条の規定に基づき、縦覧の期間、場所及び時間を次のと  
おり公告する。

平成24年5月8日

掛川市長 松井三郎

### 1 期間

平成24年5月21日から平成24年6月3日まで

### 2 場所

掛川市長谷一丁目1番地の1 掛川市役所土木課

### 3 時間

午前8時30分から午後5時15分まで